

●香川県告示第451号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成20年10月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許年月日

平成20年10月2日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

小豆島町

小豆郡小豆島町池田2100番地4

小豆島町長 坂下一朗

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡小豆島町田浦字下北原甲345番1及び甲348番5から甲354番1に至る間に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ平成20年春分の満潮位（D. L. +1.84m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点 馬立（北緯34度27分24.7282秒、東経134度17分38.6351秒。以下「基点」という。）から237度54分29秒 972.01mの地点

②の地点 ①の地点から158度15分08秒 21.16mの地点

③の地点 ②の地点から66度45分32秒 36.45mの地点

④の地点 ③の地点から22度24分35秒 10.76mの地点

(3) 面積

1,100.75平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡小豆島町田浦字下北原甲345番1、甲346番6、甲348番5、甲346番6から甲354番1に至る間に隣接する無番地地内及び甲345番1、甲346番6から甲354番1に至る隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び(A)の地点と(E)の地点を結んだ線により囲まれた区域

(A)の地点 基点から239度44分30秒 973.47mの地点

(B)の地点 (A)の地点から160度08分49秒 81.93mの地点

(C)の地点 (B)の地点から66度45分32秒 15.80mの地点

(D)の地点 (C)の地点から22度24分35秒 58.91mの地点

(E)の地点 (D)の地点から286度50分23秒 25.51mの地点

(3) 面積

2,633.95平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地、道路用地